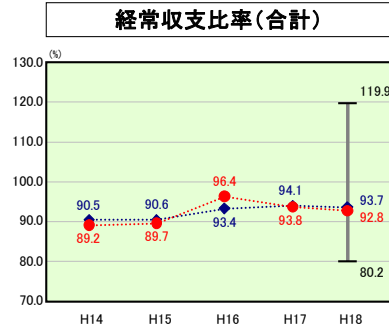
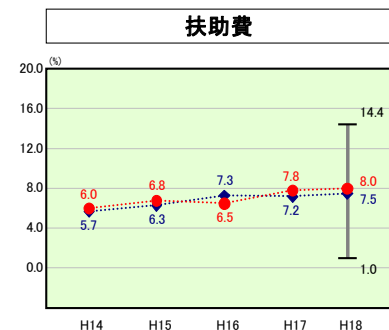
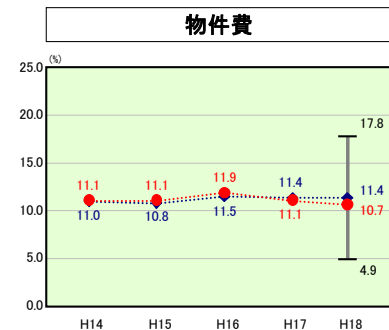
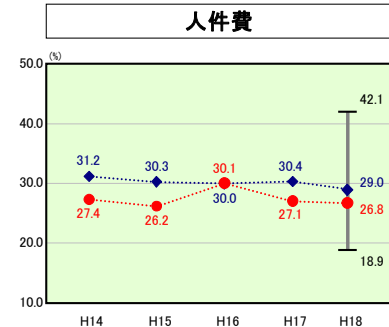
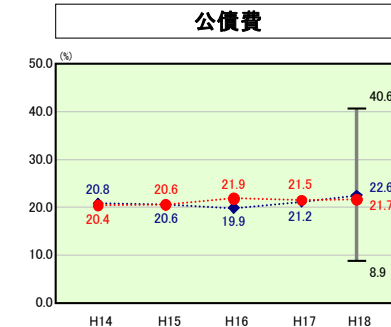
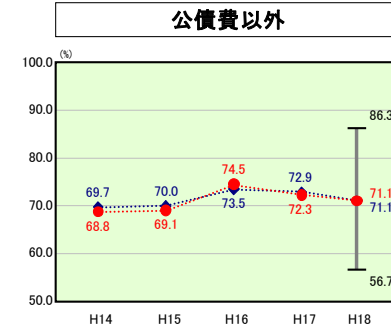
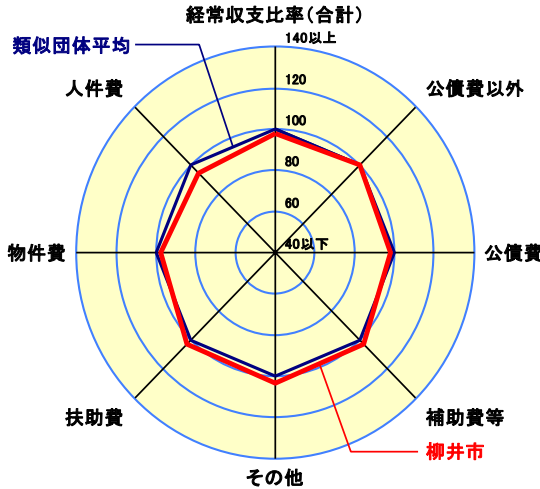


経常収支比率の分析



当該団体値 ●
類似団体内平均値 ◆
類似団体内最大値 T
類似団体内最小値 ⊥

人口	36,371人(H19.3.31現在)
面積	139.89 km ²
歳入総額	16,849,518千円
歳出総額	16,584,133千円
実質収支	243,951千円



- ※1 本レーダーチャートは、当該団体と類似団体平均値より算出した偏差値をもとにチャート化したものである。(偏差値は平均を100としている。)
- ※2 当該団体の八角形が平均値の八角形より内側にあるほど、歳出抑制等により財政構造に弾力性があることを示している。
- ※3 類似団体とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体を言う。

分析欄

人件費、物件費:
平成16年度の合併以降、歳出削減に努めており今後も定員適正化(5年間で5.5%減)、指定管理者制度の導入等の事務事業の見直し等の集中改革プラン実施実現に努める。
ラスバレイス指数は類似団体平均より3.1ポイント上回っているため、類似団体平均、全国平均の状況を踏まえつつ、引き続き給与の適正化に努める。

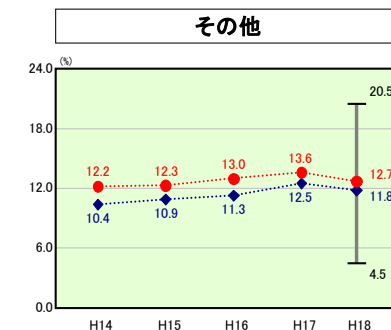
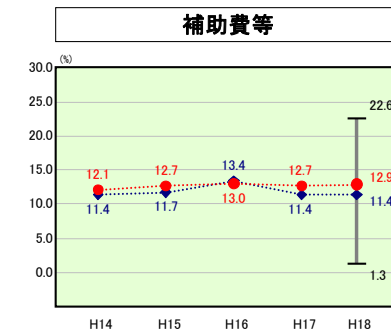
扶助費:
経年ごとに高齢化率が高(H16末29.08%、H17末29.69%、H18末30.33%)になっており、減に転じる要素に乏しい状況である。基本的には恣意的に減額できる経費でないため、今後とも適正な支出に努める。

公債費:
慢性的な水不足という地域特性を改善するべく取組んできた水源開発事業の起債残高が全体の約25%を占めていること、下水道の普及率向上対策への取り組みにおいて、公債費およびその関係指標を押し上げている要因となっている。今後適正な事業選択を行い、新規発行債の抑制と世代間平準化に努める。

補助費等:
補助費等は決算額は前年比2.8%減だが、歳出に占める割合は、上昇している。集中改革プランに基づき、補助費等の適正な執行に努める。

その他:
繰入金については、公共下水道特別会計への繰出し基準が見直されたことから増となったが、維持補修費については計画的な修繕に努めていること、大規模な修繕がなかったことから減、出資金は水道事業会計への支出減により減、貸付金は土地開発公社への貸付減により減と、その他全体では減となった。

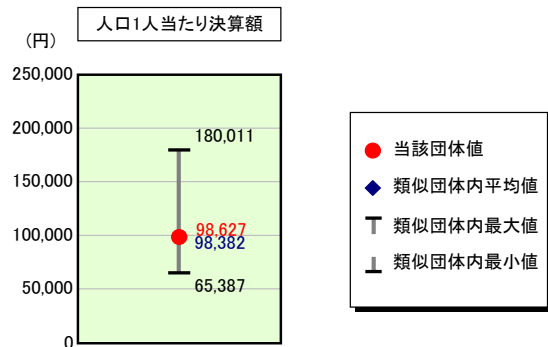
普通建設事業:
平成18年度は、新市建設計画のタウンセンター(現ふれあいタウン大畠)建設等に着手しながらも、その他の大型建設事業が減少した。災害復旧費も減になったことから、投資的経費は減となっている。



歳出比較分析表(平成18年度普通会計決算)

山口県 柳井市

人件費及び人件費に準ずる費用の分析



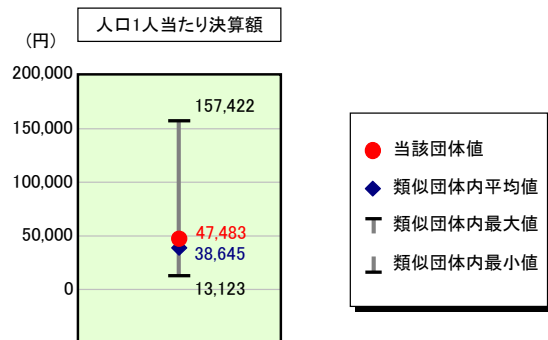
人件費及び人件費に準ずる費用

	当該団体決算額 (千円)	人口1人当たり決算額		対比 (%)
		当該団体 (円)	類似団体平均 (円)	
人件費	2,978,961	81,905	88,044	▲ 7.0
賃金 (物件費)	93,608	2,574	4,518	▲ 43.0
一部事務組合負担金 (補助費等)	523,034	14,381	10,189	▲ 41.1
公営企業 (法適) 等に対する繰出し (補助費等)	300	8	512	▲ 98.4
公営企業 (法適) 等に対する繰出し (投資及び出資金・貸付金)	-	-	0	-
公営企業 (法非適) 等に対する繰出し (繰出金)	149,853	4,120	3,339	23.4
事業費支弁に係る職員の人件費 (投資的経費)	74,290	2,043	1,951	4.7
▲退職金	▲ 232,881	▲ 6,403	▲ 10,172	▲ 37.1
合計	3,587,165	98,627	98,382	0.2

参考

	当該団体	類似団体平均	対比 (差引)
人口1,000人当たり職員数 (人)	9.21	9.60	▲ 0.39
ラスパイレス指数	98.7	95.6	3.1

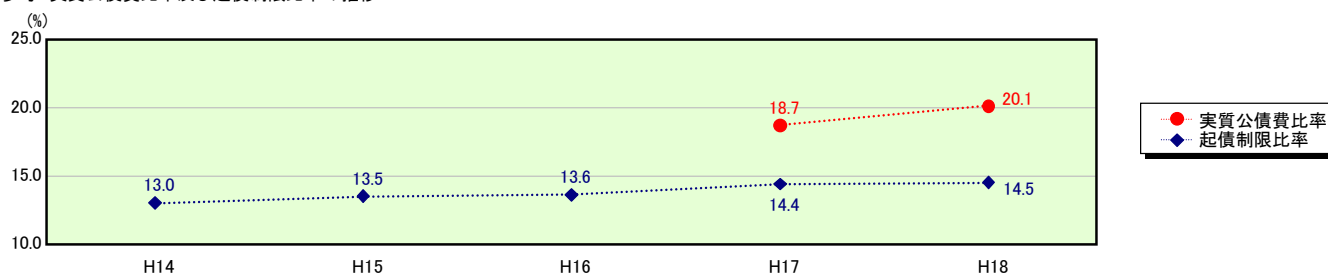
公債費及び公債費に準ずる費用の分析



公債費及び公債費に準ずる費用 (実質公債費比率の構成要素)

	当該団体決算額 (千円)	人口1人当たり決算額		対比 (%)
		当該団体 (円)	類似団体平均 (円)	
公債費充当一般財源等額 (繰上償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	2,101,536	57,781	60,200	▲ 4.0
満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの (年度割相当額) 等	-	-	29	-
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	859,196	23,623	13,851	70.6
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は 負担金に充当する一般財源等額	151,599	4,168	4,358	▲ 4.4
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものに充当する 一般財源等額	131,245	3,609	2,323	55.4
一時借入金利息 (同一団体における会計間の現金運用に係る利息は除く)	422	12	42	▲ 71.4
▲地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として 普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額	▲ 1,517,007	▲ 41,709	▲ 42,157	▲ 1.1
合計	1,726,991	47,483	38,645	22.9

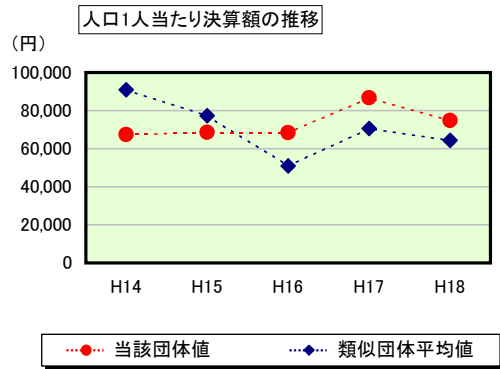
※参考 実質公債費比率及び起債制限比率の推移



歳出比較分析表(平成18年度普通会計決算)

山口県 柳井市

普通建設事業費の分析



普通建設事業費

	当該団体決算額 (千円)	人口1人当たり決算額				
		当該団体(円)	増減率(%) (A)	類似団体平均(円)	増減率(%) (B)	(A)-(B)
H14	2,269,032	67,328	▲ 14.8	90,977	▲ 10.9	▲ 3.9
うち単独分	1,384,943	41,095	▲ 3.6	47,608	▲ 18.0	14.4
H15	2,285,647	68,492	1.7	77,376	▲ 14.9	16.6
うち単独分	1,351,262	40,492	▲ 1.5	38,485	▲ 19.2	17.7
H16	2,524,496	68,459	0.0	50,864	▲ 34.3	34.3
うち単独分	1,438,321	39,004	▲ 3.7	30,101	▲ 21.8	18.1
H17	3,172,999	86,689	26.6	70,563	38.7	▲ 12.1
うち単独分	1,340,721	36,630	▲ 6.1	38,225	27.0	▲ 33.1
H18	2,720,585	74,801	▲ 13.7	64,305	▲ 8.9	▲ 4.8
うち単独分	1,582,358	43,506	18.8	34,136	▲ 10.7	29.5
過去5年間平均	2,594,552	73,154	0.0	70,817	▲ 6.1	6.1
うち単独分	1,419,521	40,145	0.8	37,711	▲ 8.5	9.3

歳出比較分析表の見方

ポイント

1 歳出比較分析表は、各市町の経常収支比率、人件費及び人件費に準ずる費用、公債費及び公債費に準ずる費用、普通建設事業費について、類似団体との比較結果を分かりやすくレーダーチャート及び折線グラフ等を用いて図示するとともに、その結果について、各市町における要因及び指標の改善に向けた取組み等を分析したものです。

2 経常収支比率の分析

(1) レーダーチャート

当該市町と類似団体平均値により算出された偏差値をもとにチャート化されています（偏差値は平均を100としています）。

当該市町の八角形が平均値の八角形から内側にあるほど、歳出抑制等により財政構造に弾力性があることを示しています。

(2) 個別指標図（レーダーチャート周辺の8つの折線グラフ）

8つの折線グラフ上、「経常収支比率（合計）」は、「経常収支比率（合計）（％）＝人件費（％）＋物件費（％）＋扶助費（％）＋公債費（％）＋補助費等（％）＋その他（％）」で求められます。また、「公債費以外」は、「公債費以外（％）＝経常収支比率（合計）（％）－公債費（％）」で求められます。

経常収支比率の内訳経費ごとに、その市町の数値と類似団体の平均値を折線グラフの形で示しており、それぞれの経年変化や、類似団体の平均値からの乖離の程度が一目で分かるようになっています。

併せて、類似団体の平均値とは別に、全国市町村の平均値、山口県内市町の平均値も記入されており、それらとの乖離の程度も把握できるようになっています。また、平成18年度は、市町の数値、類似団体の平均値、最大値及び最小値を棒グラフの形で示しています。

(3) 分析欄（レーダーチャート下）

指標ごとに「なぜそのような数値になったのか」、「当該数値の背景にはどのような原因又は努力があるか」を明らかにするとともに、「今後、数値の改善に向けてどのような取組みを行っていくか」ということについて、「集中改革プラン」等に基づく具体的な数値目標等を織り交ぜながら、各市町が記入したものです。

3 人件費及び人件費に準ずる費用の分析

性質別分類上の人件費だけでなく、物件費に含まれる臨時職員の賃金や、補助費等に含まれる公営企業（法適用企業）等に対する繰出金のうち人件費相当分など、人件費に準ずる費用も含めたトータルの実質的な人件費のベース（人口1人当たり決算額）で、類似団体の平均値からの乖離の程度が分かるようになっています。

なお、人口1人当たり決算額は、平成19年3月31日現在の「住民基本台帳人口」に基づく額です。

4 公債費及び公債費に準ずる費用の分析

実質公債費比率の考え方に従い、性質別分類上の公債費に加え、公債費に準ずる経費も含めたベース（人口1人当たり決算額）で、類似団体の平均値からの乖離の程度が分かるようになっています。

なお、人口1人当たり決算額は、平成19年3月31日現在の「住民基本台帳人口」に基づく額です。

5 普通建設事業費の分析

人口1人当たり決算額（単独事業費分の内訳も含む）と類似団体の平均値を折線グラフの形で示しており、それぞれの経年変化や、類似団体の平均値からの乖離の程度が一目で分かるようになっています。

なお、人口1人当たり決算額は、平成19年3月31日現在の「住民基本台帳人口」に基づく額です。

6 平成20年4月1日からは、地方公共団体の新たな財政健全化の枠組みである「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、平成19年度決算から新たな財政指標(①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率)を公表するとともに、平成20年度からは、当該財政指標の悪化の度合いに応じて、財政健全化計画等を策定するなど、公営企業や第三セクター等も含めた、地方公共団体全般にわたる財政情報の把握や情報開示などを通じて、一層の財政健全化の取組が求められます。

注意事項

各指標は、ラスパイレス指数を除き、普通会計決算によっています。

財政比較の前提となる類型の設定(類似団体の区分)は、人口及び産業構造のみに依拠しており、市町の財政に影響を及ぼすと考えられるその他の客観的要素(面積、地理、高齢化率等)については、一切考慮されていません。

また、当該市町の類型の該当団体数(母数)が少ない場合は、財政分析が類型内の特定の市町村の財政状況に左右される度合いが高まります。

【用語の説明】

<経常収支比率の分析>

○経常収支比率

市町の財政構造の弾力性を判断するための指標で、次の算式により求められます。人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源(人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源)}}{\text{経常一般財源(地方税+普通交付税等)+減税補てん債+臨時財政対策債}}$$

○公債費

市町が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額です。地方債は、市町が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。

<人件費及び人件費に準ずる費用の分析>

○一部事務組合

市町が、事務の一部を共同して処理するために設立する団体です。

○公営企業

公営企業とは、市町の経営する企業を指し、地方公営企業法の全部又は一部を適用している「法適用企業（法適）」と、それ以外の「法非適用企業（法非適）」とに分かれます。

法適用企業は、企業会計方式（複式簿記）で経理が行われ、民間企業と同様に、収益及び費用が発生した時点において会計処理がなされます。法非適用企業は、官庁会計方式（単式簿記）で経理が行われ、現金による収入又は支出があった時点において会計処理がなされません。

○法適（法適用企業）

地方公営企業法第2条第1項に掲げる事業（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガスの7事業）と、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業をいいます。また、その他の事業のうち独立採算で運営できるものについても条例で定めることにより法を適用することができます。

○繰出金

市町の一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動です。

○事業費支弁に係る職員の人件費

その者の人件費が、普通建設事業費、災害復旧事業費又は失業対策事業費に含めて支出される職員（事業費支弁職員）の人件費です。

○人口1,000人当たり職員数

平成19年3月31日現在の「住民基本台帳人口」1,000人当たりの職員数です。また、職員数は平成19年4月1日現在の職員数です。

○ラスパイレス指数

総務省が実施している「平成19年度地方公務員給与実態調査」の数値（平成19年4月1日現在）が記入されています。加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数です。ここでは、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を表しています。

<公債費及び公債費に準ずる費用の分析>

○実質公債費比率

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税が措置されるものを除く)に、充当されたものの占める割合の過去3ヶ年間の平均値で、次の算式により求められます。

従来の起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものであり、地方債協議制度の下で、18%以上の市町は、地方債の発行に際し許可が必要となります。さらに、25%以上の市町は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の市町は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D}$$

A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(※「準元利償還金」)

C: A又はBに充てられる特定財源

D: 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E: 標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」)

F: 臨時財政対策債発行可能額

※ 準元利償還金

ア 満期一括償還の地方債の1年当たりの元金償還金相当額

イ 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金

ウ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給等)

オ 一時借入金の利子

○標準財政規模

市町の一般財源の標準規模を示すもので、次の算式により求められます。

$$\text{標準財政規模} = \left(\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{財政} \\ \text{規模} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \text{所得譲与税、特別とん譲与税、} \\ \text{自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、} \\ \text{地方道路譲与税、交通安全対策特別交付金、} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{所得譲与税、特別とん譲与税、} \\ \text{自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、} \\ \text{地方道路譲与税、交通安全対策特別交付金、} \\ \text{児童手当特例交付金} \end{array} \right) + \text{普通交付税}$$

○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債です。

平成13~15年度及び平成16~18年度の間、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計からの加算(臨時財政対策分)、地方負担分は臨時財政対策債により補てんすることとされました。

○一般財源等

一般財源とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額です。なお、市町においては、これらのほか、県から市町が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金及び自動車取得税交付金を加算した額です。

また、一般財源等とは、一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもので、目的が特定されていない寄附金や売却

目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、減税補てん債や臨時財政対策債等が含まれます。

○公営企業債

市町が、公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債をいう。

○繰入金

市町の一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動です。例えば、特別会計設置の目的とされている事業の遂行に必要な財源に不足が生じる場合には、必要により一般会計から資金の繰入れを行って財源補てんをしなければならない場合があります。

○補助金

一部事務組合等の行う事務や事業に対し、その助成あるいは財政上の援助を与えるために市町が交付する現金的給付です。

○債務負担行為

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、市町が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくもので、予算の一部を構成します。

○一時借入金利子

市町が、一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その資金の不足を補うために借り入れる金銭です。

○普通交付税

地方交付税の主体をなすもので、その総額は地方交付税の94%に相当する額です。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して交付されます。

○基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、「単位費用(測定単位1当たり費用)×測定単位(人口・面積等)×補正係数(寒冷補正等)」で求められます。

<普通建設事業費の分析>

○普通建設事業費

道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費(その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費)です。また、単独分とは、市町が国の補助を受けずに自主的に施行している事業です。

【類似団体の説明】

市町村(特別区を含む)の財政比較分析表における類似団体とは、行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型(平成18年度決算の場合)に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体をいいます。

各類型ごとの団体の一覧は、「県内の市町類型一覧等」(Excelファイル)をご覧ください。

○財政比較分析表における平均値

1 類似団体平均

類似団体平均とは、類型における選定団体※による各指標の平均値です。

※ 選定団体について

選定団体は、標準的な財政運営を行っている市町村として、次の基準によって選定されます。なお、詳細は、「県内の市町類型一覧等」(Excelファイル)をご覧ください。

- 1 原則として、平成13年4月1日以降において、大規模な合併が行われていないこと。
- 2 平成18年度及び平成17年度の決算の実質単年度収支において著しく多額の赤字を生じていないこと。
- 3 平成18年度決算の実質収支において、著しく多額の赤字を生じていないこと。
- 4 平成18年度決算において地方債の元利償還金が財政の著しい負担となっていないこと。
- 5 平成18年度の財政構造に著しい変化を与えるような災害等の特殊事情が生じていないこと。
- 6 平成18年度決算において、収益事業収入が著しく多額となっていないこと。

2 山口県市町平均及び全国市町村平均

山口県市町平均、全国市町村平均とは、それぞれ各指標に関する山口県内の市町の平均値、全国の市区町村の平均値です(ただし、経常収支比率については特別区を除きます)。

各指標の平均値の算出方法は、下表のとおりです。

指 標	類似団体平均	山口県市町平均及び 全国市町村平均
経常収支比率	加重平均	加重平均
人口1,000人当たり職員数	加重平均	
ラスパイレス指数	単純平均	